

# 令和5年7月定例会追加議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第53号	令和6年度久喜市行政組織機構改革に係る意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------	---	---

議案第 5 3 号

令和 6 年度久喜市行政組織機構改革に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 6 年度久喜市行政組織機構改革及び久喜市部設置条例の一部を改正する条例について意見を求められたので議決を求める。

令和 5 年 7 月 2 4 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫



久企第 182 号  
令和 5年 7月19日

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫 様

久喜市長 梅田修



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見  
聴取について（諮問）

このことについて、下記の組織改編案並びに組織改編に伴う条例案を久喜市議会令和5年11月定例会議に上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

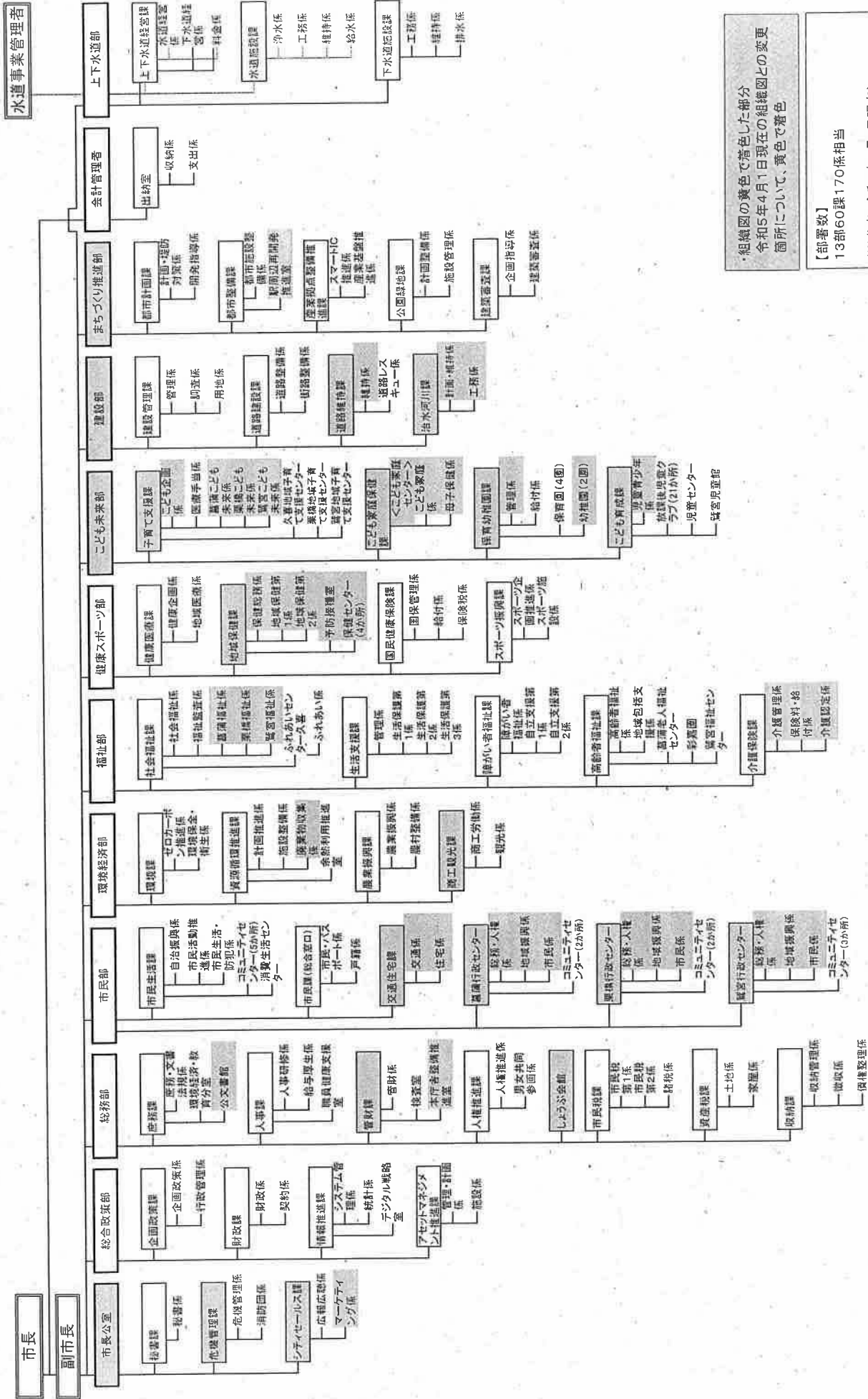
○貴委員会へ意見を求める事項

- ・令和6年度久喜市行政組織機構改革（案）
- ・久喜市部設置条例の一部を改正する条例（案）

【担当】企画政策課企画政策係 小室（内線2282）

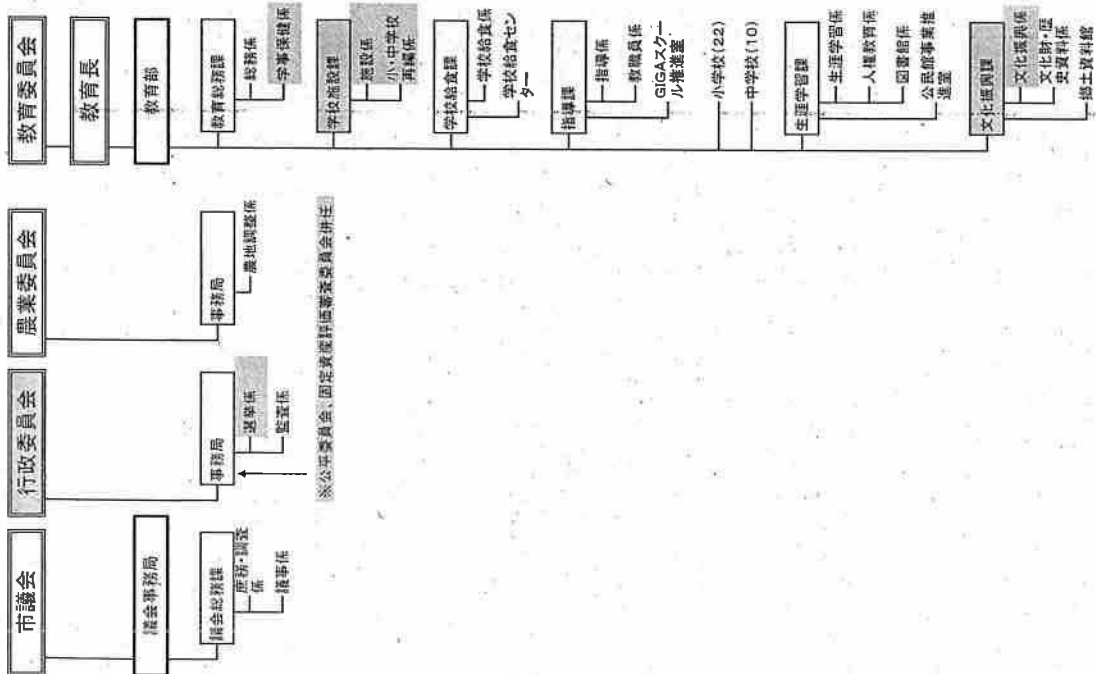
# 令和6年度久喜市行政組織図(案)

## 取扱注意



組織図の黄色で着色した部分  
令和5年4月1日現在の組織図との変更  
箇所について、黄色で着色

【部署数】  
13部60課170係相当  
(※参考: 令和5年4月1日現在)  
11部3総合支所57課173係相当



## 久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例（平成22年久喜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次に掲げる部」を「次に掲げる室及び部」に改め、同条の表総合政策部の項の前に次のように加える。

### 市長公室

第1条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同表建設部の項の次に次のように加える。

### まちづくり推進部

第2条中「前条の部」を「前条の室及び部」に改め、同条の表総合政策部の部の前に次のように加える。

### 市長公室

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。

第2条の表総務部の部及び市民部の部を次のように改める。

### 総務部

- (1) 議会及び市の一般行政に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (4) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 検査に関すること。
- (7) 人権及び男女共同参画に関すること。

(8) 市税の賦課及び徴収に関すること。

(9) その他、他の部に属さないこと。

#### 市民部

(1) 自治振興に関すること。

(2) 市民参加、市民活動及び国際交流に関すること。

(3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(4) 外国人登録に関すること。

(5) 国民年金に関すること。

(6) 交通安全及び公共交通に関すること。

(7) 住宅に関すること。

(8) 行政センターに関すること。

第2条の表環境経済部の部中(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 廃棄物の処理及び資源循環への取組に関すること。

第2条の表健康スポーツ部の部を次のように改める。

#### 健康スポーツ部

(1) 健康増進に関すること。

(2) 地域医療に関すること。

(3) 保健予防に関すること(母子保健に関することを除く。)

(4) 国民健康保険に関すること。

(5) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

第2条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、(2)の項を(4)の項とし、(1)の項中「及び保育」を削り、同項の次に次のように加える。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 保育及び幼児教育に関すること(教育委員会に属するものを除く。)



第2条の表建設部の部（1）の項中「及び河川」を削り、（3）の項中「建築」を「治水」に、（4）の項中「都市計画」を「河川」に改め、（5）の項を削り、同部の次に次のように加える。

まちづくり推進部

- （1） 都市計画に関すること。
- （2） 駅周辺及び中心市街地整備に関すること。
- （3） 土地区画整理及び土地利用に関すること。
- （4） 公園に関すること。
- （5） 建築に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（久喜市文化財保護審議会条例の一部改正）

- 2 久喜市文化財保護審議会条例（平成22年久喜市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第9条中「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

（久喜市児童福祉審議会条例の一部改正）

- 3 久喜市児童福祉審議会条例（平成22年久喜市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部子育て支援課」に改める。

（久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

- 4 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例（平成22年久喜市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第8条中「中央保健センター」を「地域保健課」に改める。

（久喜市立地域交流センター条例の一部改正）

5 久喜市立地域交流センター条例（平成22年久喜市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部庶務課」を「市民部市民生活課」に改める。

（久喜市防災会議条例の一部改正）

6 久喜市防災会議条例（平成22年久喜市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

（久喜市交通安全対策会議条例の一部改正）

7 久喜市交通安全対策会議条例（平成22年久喜市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第6条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

（久喜市国民保護協議会条例の一部改正）

8 久喜市国民保護協議会条例（平成22年久喜市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

（久喜市都市計画審議会条例の一部改正）

9 久喜市都市計画審議会条例（平成22年久喜市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

（久喜市土地区画整理事業施行規程の一部改正）

10 久喜市土地区画整理事業施行規程（平成22年久喜市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第5条中「久喜市栗橋総合支所」を「久喜市北青柳1404番地7、久喜市まちづくり推進部産業拠点整備推進課内」に改める。

（久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正）

11 久喜市立小・中学校学区等審議会条例（平成22年久喜市条例第244

号)の一部を次のように改正する。

第8条中「学務課」を「教育総務課」に改める。

(久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部改正)

- 1 2 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例(平成22年久喜市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会学務課」を「こども未来部保育幼稚園課」に改める。

(久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

- 1 3 久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成24年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市地域公共交通会議条例の一部改正)

- 1 4 久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

(久喜市建築審査会条例の一部改正)

- 1 5 久喜市建築審査会条例(平成25年久喜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

- 1 6 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども家庭保健課」に改める。

(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 1 7 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども育成課」に改める。

(久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例の一部改正)

1.8 久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例（平成29年久喜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「久喜ブランド推進課」を「商工観光課」に改める。

(久喜市空家等対策協議会条例の一部改正)

1.9 久喜市空家等対策協議会条例（令和元年久喜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。